

8. 浄化槽を雨水の一時貯留等に再利用する場合

浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用（庭の散水、防火用水等）その他に使用する場合（雨水排水として処理できるもの）は、し尿のくみ取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するため次の事項に留意して改造等を行うこと。

- ① 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とすること。
また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞する。なお、再利用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行うこと。
- ② 浄化槽内部の仕切り板は、下部に孔をあけ槽内の流入雨水の流れをよくし、腐敗等を防止すること。
- ③ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか点検したうえで使用すること。
- ④ 浄化槽本体が強化プラスチック製などの場合、（水槽内を空に近い状態にすると）地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意すること。